

**壬生町国民健康保険
第3期特定健康診査等実施計画**

壬生町

壬生町特定健康診査等実施計画

目次

序章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2

第1章 特定健康診査・特定保健指導の実施結果及び課題

1 特定健康診査	3
2 特定保健指導	5

第2章 特定健康診査等の実施目標

1 特定健康診査及び特定保健指導の実施目標	6
2 特定保健指導対象者の減少率に係る目標	7
3 計画年度内における対象者数の見込み	8

第3章 特定健康診査等の実施方法

1 基本的な事項	9
2 実施時期・期間	12
3 外部委託の方法	12
4 周知や案内の方法	12
5 受診券・利用券	12
6 代行機関	12
7 年間スケジュール	13

第4章 個人情報の保護

1 記録の保存方法、保存体制、外部委託 ······	1 4
2 保存年限及び保存年限経過後の取扱い ······	1 4
3 管理のルールについて ······	1 4

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1 計画の公表 ······	1 5
2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法 ······	1 5

第6章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

1 計画の評価 ······	1 5
2 計画の見直し ······	1 5

第7章 その他

1 特定健康診査以外の検診等との関係 ······	1 6
---------------------------	-----

序章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景

(1) 国民医療費の動向

わが国は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。しかし近年では、少子高齢化による平均年齢の上昇や、医療の高度化、高額医薬品の登場、生活習慣の変化等による生活習慣病の増加などにより、医療費は増大し続けております。このような状況が続くと、従来のような健康保険制度の維持が困難となっていくことになります。国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、医療費の増大を抑止することが急務となっています。

(2) 生活習慣病対策の必要性

医療費が増大する要因のひとつとして、食べ過ぎや運動不足などの不健康な生活習慣に起因する、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の生活習慣病の増加が挙げられます。

生活習慣病は死亡原因において約6割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合は約3分の1にもなっています。

一方で、生活習慣病は、生活習慣の改善により予防、あるいは重症化を防ぐことが可能であることから、生活習慣病対策が医療費の削減のために特に重要となっています。

(3) メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念

糖尿病等の生活習慣病の発症リスクを高めるものとして見過ごせないものに、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）があります。糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪型肥満に起因する場合が多く、さらにこれに、高血糖、高血圧症、高脂血症等のリスク要因が重なった「メタボリックシンドローム」になると、生活習慣病の重症化に陥って虚血性心疾患や脳血管疾患等へ重症化する確率が急激に高まります。

しかし、メタボリックシンドロームは早い段階であれば、費用のかかる医療の必要性が低く、保健指導での対応が有効であるため、早期に対応し、運動習慣の定着やバランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を行うことで、糖尿病等の生活習慣病やその重症化した糖尿病性腎症、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症のリスクを抑えることが可能となります。

(4) 医療保険者への健診・保健指導の義務づけ

特定健康診査及び特定保健指導（以下、特定健診等という）は、平成20年4月より施行された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者が40歳～

7 4歳の加入者に対し、実施することとされています。

特定健康診査は、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行うものです。

また、特定保健指導は、特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム及びその予備軍と判定された者について、生活習慣の改善を自ら取り組むように行動変容を促すことで、生活習慣病を予防することを目的とするものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項に基づき、同法18条に定める、特定健康診査等基本指針に即して策定するものであり、栃木県医療適正化計画等、関連計画との調和を図り策定に当たりました。

3 計画の期間

この計画の期間は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。なお、社会経済環境等の変化により、必要に応じ補正を行うこととします。

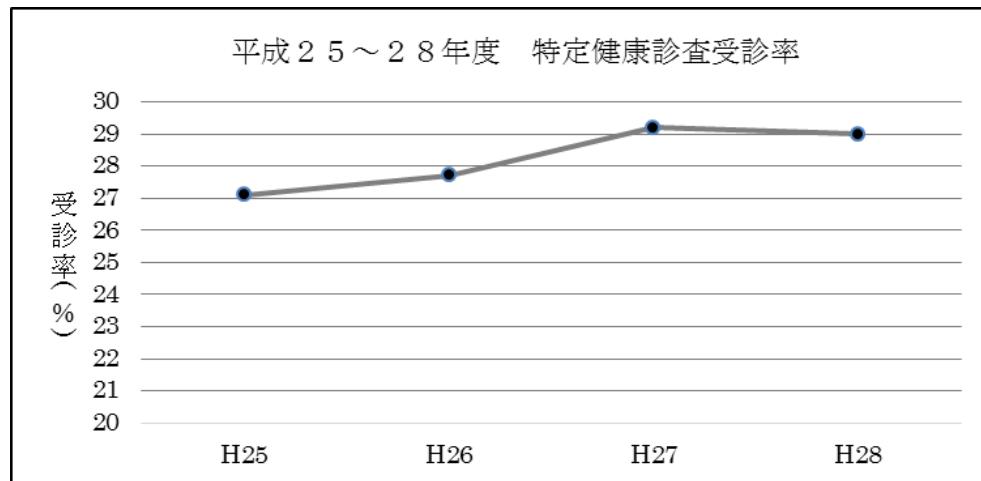
第1章 特定健康診査・特定保健指導の実施結果及び課題

1 特定健康診査

第二期実施計画期間中（平成25年度以降）の特定健康診査及び特定保健指導の実績（法定報告値）は以下のとおりです。

平成25～28年度 特定健康診査実績

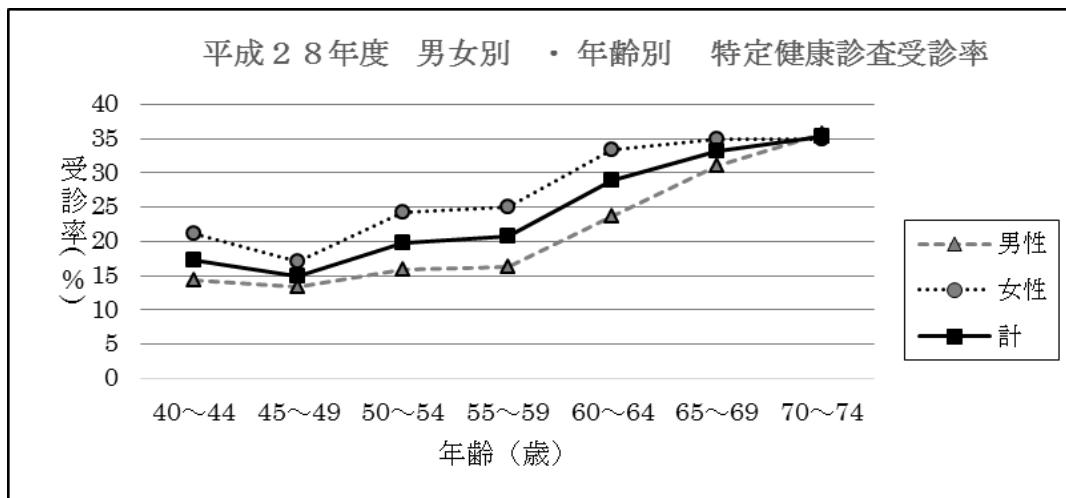
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定健康診査受診率	27.1%	27.7%	29.2%	29.0%
特定健康診査対象者数	8,021人	7,872人	7,735人	7,466人
特定健康診査受診者数	2,171人	2,180人	2,257人	2,168人



- 受診率は微増していますが、未だ低い水準にありますので、より効果的な受診啓発を行っていく必要があります。

平成28年度 男女別・年齢別 特定健康診査受診率

	男		女		合計	
	人数	受診率	人数	受診率	人数	受診率
40~44歳	42人	14.4%	48人	21.1%	90人	17.3%
45~49歳	36人	13.3%	36人	17.1%	72人	15.0%
50~54歳	37人	16.0%	44人	24.3%	81人	19.7%
55~59歳	47人	16.2%	77人	25.0%	124人	20.7%
60~64歳	131人	23.7%	207人	33.4%	338人	28.9%
65~69歳	331人	31.0%	422人	34.9%	753人	33.1%
70~74歳	352人	35.8%	358人	35.0%	710人	35.4%
計	976人	26.5%	1192人	31.6%	2168人	29.0%

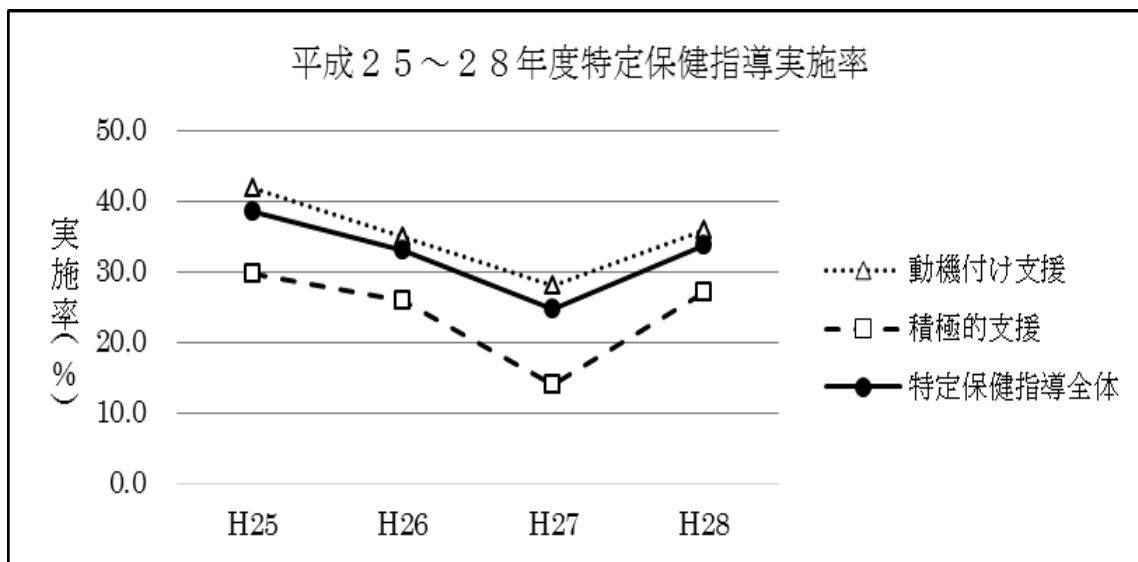


- ・全体的に女性に比べ男性の受診率が低く、特に60歳未満の受診率が低い状況です。
男性及び60歳未満の受診率を上げることが、全体の受診率を上げる上で重要であると。
思われます。

2 特定保健指導

平成 25～28 年度特定保健指導実績

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特定保健指導実施率（合計）	38.6%	33.0%	24.6%	33.7%
特定保健指導対象者数（合計）	215 人	221 人	211 人	190 人
特定保健指導実施者数（合計）	83 人	73 人	52 人	64 人
特定健診受診者に占める特定保健指導対象者の割合	9.9%	10.1%	9.4%	8.8%
動機付け支援実施率	41.8%	35.1%	28.0%	35.9%
動機付け支援対象者数	158 人	171 人	161 人	142 人
動機付け支援実施者数	66 人	60 人	45 人	51 人
積極的支援実施率	29.8%	26.0%	14.0%	27.1%
積極的支援対象者数	57 人	50 人	50 人	48 人
積極的支援実施者数	17 人	13 人	7 人	13 人



- ・特定保健指導の対象者数は微減傾向にあります。実施の内訳としては、積極的支援の実施率が低いため、より重点的な啓発が求められます。

第2章 特定健康診査等の実施目標

1 特定健康診査及び特定保健指導の実施目標

国の基本指針にある平成35年度における市町村国保の特定健康診査及び特定保健指導の目標実施率60%を踏まえ、平成30年度以降の各年度の実施率（目標）を以下のように定めます。

特定健康診査 目標実施率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	(参考) 国の参酌標準
実施率	37.5%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%	60%

特定保健指導 目標実施率

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	(参考) 国の参酌標準
実施率	40.0%	44.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%	60%

2 特定保健指導対象者の減少率に係る目標

国の基本指針における目標では、平成35年度における平成20年度と比較した特定保健指導対象者数の減少率を25%とすることとしています。

ここでは、特定健診未受診者の中の保健指導対象者の割合を平成20年度の健診受診者中の保健指導対象者割合である17.5%と同じと仮定して、各年度について対象者全体の保健指導対象者数を推計し、全体が20年度割合の17.5%だった場合の人数との比較により減少率を以下のように算出しました。

第2期計画における特定保健指導対象者減少率の実績

	20年度	25年度	26年度	27年度	28年度
特定健診対象者数	7944人	8021人	7872人	7735人	7466人
特定健診実施者数	2268人	2171人	2180人	2257人	2168人
特定健診実施者中の特定保健指導対象者数	396人	215人	221人	211人	190人
保健指導対象割合	17.5%	8.7%	8.6%	8.6%	8.4%
対象者全体の保健指導対象者数(実推計)	1390人	1239人	1217人	1170人	1117人
対象者全体の保健指導対象者数(20年度割合)	1390人	1404人	1378人	1354人	1307人
減少率	0.0%	11.75%	11.65%	13.59%	14.50%

これと同様の推計方法により、平成30年度以降の各年度の目標を以下のように定めます。

第3期計画における特定保健指導対象者減少率の目標

	20年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健診対象者数	7944人	6957人	6732人	6504人	6302人	6097人	5899人
対象者全体の保健指導対象者数(実推計)	1390人	1004人	954人	905人	860人	816人	774人
対象者全体の保健指導対象者数(20年度割合)	1390人	1217人	1178人	1178人	1103人	1067人	1032人
減少率	0.0%	17.5%	19.0%	20.5%	22.0%	23.5%	25.0%

2 計画年度内における対象者数等の見込み

目標値と第1章の1にある実績数などを元に、各年度における特定健診の対象者数及び実施者数を以下のとおり推計しました。

特定健康診査の対象者数及び実施者数の推計

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
40歳以上 被保険者数	7,511 人	7,268 人	7,022 人	6,803 人	6,582 人	6,368 人
特定健康診査 対象者計	6,957 人	6,732 人	6,504 人	6,302 人	6,097 人	5,899 人
目標実施率	37.5%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%	60.0%
目標実施者数	2,609 人	2,693 人	2,927 人	3,151 人	3,353 人	3,539 人

特定保健指導の対象者数及び実施者数の推計

	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
特定健康診査 目標実施者数	2,435 人	2,693 人	2,927 人	3,151 人	3,353 人	3,539 人
動機付け支援 対象者数	161 人	187 人	210 人	233 人	254 人	273 人
実施率	40.0%	44.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%
実施者数	64 人	82 人	101 人	121 人	142 人	164 人
積極的支援 対象者数	52 人	60 人	69 人	76 人	82 人	88 人
実施率	40.0%	44.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%
実施者数	21 人	27 人	33 人	40 人	46 人	53 人
保健指導 対象者数計	213 人	247 人	279 人	309 人	336 人	361 人
実施率	40.0%	44.0%	48.0%	52.0%	56.0%	60.0%
実施者数計	85 人	109 人	134 人	161 人	188 人	217 人

第3章 特定健康診査等の実施方法

1 基本的な事項

(1) 特定健康診査

ア 実施形態及び実施場所

○集団健診

壬生町保健福祉センター、羽生田集落センター、南犬飼地区公民館分館、

壬生町城址公園ホール、稲葉地区公民館

○個別健診

町医師会との契約による町内各診療所

○人間ドック・脳ドック検診（特定健診の項目を含む）

町と契約したドック検診実施医療機関

イ 実施項目

○基本項目

既往歴の調査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）

理学的検査（医師診察）

身長、体重及び腹囲の検査

BMI（BMI=体重（kg） / 身長（m）²）の測定

血圧の測定

血液検査

・中性脂肪、HDLコレステロール及びLDLコレステロールの量の検査（以下「血中脂質検査」という。）

・GOT、GPT及びγ-GTPの検査（以下「肝機能検査」という。）

・血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）

尿中の糖及び蛋白の有無の検査（以下「尿検査」という。）

○詳細項目（以下のそれぞれの基準に該当する者のうち、医師が必要と認める者に実施）

心電図検査

（基準）該年度の健診結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上もしくは拡張期血圧が90mmHg以上の者または問診等において不整脈が疑われる者

貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）

（基準）貧血の既往歴を有する者または視診等で貧血が疑われる者

眼底検査

（基準）当該年度の健診結果等において、①血圧測定の値が以下のa、bのうちいずれかの基準または②血糖検査の値が以下のa、b、cのうちいずれか

れかの基準に該当した者		
①血圧測定	a : 収縮期血圧	140mmHg 以上
	b : 拡張期血圧	90mmHg 以上
②血糖検査	a : 空腹時血糖	126mg/dl 以上
	b : H b A 1 c	6. 5%以上
	c : 隨時血糖	126mg/dl 以上

血清クレアチニン検査

(基準) 当該年度の健診結果等において、血圧測定の値が以下の a、b のうち
いづれかの基準または②血糖検査の値が以下の a、b、c のうちいづれか
の基準に該当した者

①血圧測定	a : 収縮期血圧	130mmHg 以上
	b : 拡張期血圧	85mmHg 以上
②血糖検査	a : 空腹時血糖	100mg/dl 以上
	b : H b A 1 c	5. 6%以上
	c : 隨時血糖	100mg/dl 以上

○追加項目（全員に実施）

重大な疾病の早期発見に必要かつ有効であるという考え方のもと、以下の項目について、基本的な検査として追加して実施します。

【集団健診】

- 心電図検査
- 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）
- 眼底検査
- 血清クレアチニン検査

【個別健診】

- 心電図検査
- 貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値）
- 血清クレアチニン検査
- アルブミン検査

(2) 特定保健指導

ア 実施場所

壬生町保健福祉センターにて実施します。

イ 対象者の選定と階層化

特定健康診査の結果、腹囲またはBMIが次の基準に該当する者のうち、

(a)～(c)の追加リスクに該当する者を特定保健指導の対象とします。

ただし、すでに高血圧症、糖尿病、脂質異常症等の治療のための薬剤を服用している方は、継続的に医療機関を受診し、必要な保健指導を受けていると判断できることから、対象から除外します。

【腹 囲】

男性 85cm以上、女性 90cm以上
上記以外で BMI 25以上

【追加リスク】

- (a) 血糖 空腹時血糖 100mg/dl以上 又は HbA1c (NGSP 値) 5.6%以上
- (b) 脂質 中性脂肪 150mg/dl以上 又は HDLコレステロール 40mg/dl未満
- (c) 血圧 収縮期血圧 130 mgHg 以上 又は 拡張期血圧 85 mgHg 以上

腹 囲	追加リスク (a) 血糖 (b) 脂質 (c) 血圧	(d) 喫煙歴	対 象	
			40~64 歳	65~74 歳
男性 85cm 以上 女性 90cm 以上	2 つ以上該当	あり	積極的 支援	動機づけ 支 援
	1 つ該当		なし	
上記以外で BMI 25 以上	3 つ該当	あり	積極的 支援	動機づけ 支 援
	2 つ該当		なし	
	1 つ該当			

ウ 対象者ごとの保健指導プログラムについて

情報提供 (受診者全員)	自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果の提供にあわせて、基本的な情報を提供します。
動機づけ 支援	対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的とします。 医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を策定します。生活習慣の改善のための取り組みに係る動機付け支援を行うとともに、計画の策定を指導した者が計画の実績評価を行う保健指導を行います。
積極的支援	対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の改善のために自主的な取り組みを継続的に行うことができるようになることを目的とします。 医師、保健師又は管理栄養士の面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のために、対象者が主体的に取組めるよう適切な働きかけを相当な期間継続して行います。計画の策定を指導した者が、計画の進捗状況評価と計画の実績評価（計画策定の日から6ヶ月以上経過後に行う評価をいう）を行います。

2 実施時期・期間

(1) 特定健康診査

毎年度 5月～2月を実施期間とします。

(2) 特定保健指導

毎年度 6月～3月を着手時期として実施します。

3 外部委託の方法

(1) 外部委託の有無

ア 特定健康診査

集団健診・個別健診ともに外部委託にて実施します。

イ 特定保健指導

動機付け支援については、直営で実施します。

積極的支援については、外部委託にて実施します。

(2) 外部委託契約の契約形態

外部委託者との個別契約により実施します。

(3) 外部委託者の選定についての考え方

厚生労働省の策定した「標準的な健診・保健指導プログラム」に定める基準を満たす事業者を選定することとします。

4 周知や案内 の方法

町広報誌・町公式ウェブサイトへ掲載するほか、パンフレットを作成し各戸に配布、未受診者や不定期受診者への文書送付による個別勧奨など、効果的と思われる手段を隨時実施します。

5 受診券・利用券

特定健康診査受診券については、受診申込受付後、質問票（問診票）送付時にあわせて交付します。特定保健指導利用券については、対象と判明し、交付可能となった段階で隨時交付します。

6 代行機関

健診機関、医療機関との費用の決済及び健診データ、保健指導データ管理については、栃木県国民健康保険団体連合会に委託します。

7 年間スケジュール

	健診関連項目	保健指導関連項目	その他
(前年度) 2月	健診日程等告知 事前受付開始		
3月			
4月	健診対象者の抽出・登録 除外対象者の把握	積極的支援委託先との 契約	
5月	受診券発行（特定健診の開始）		国・県への実績報告 (前年度分) 前年度分実績の評価
6月		保健指導対象者の抽出 (保健指導の開始)	
7月	健診結果データ受取 ・費用決済		
8月			
9月	翌年度の契約準備		法定報告（前年度分）
10月	翌年度の契約締結		
11月	翌年度の日程調整		
12月			
1月			
2月	翌年度健診日程告知 事前受付開始		
3月		翌年度の契約準備	

第4章 個人情報の保護

1 記録の保存方法、保存体制、外部委託

(1) 特定健康診査

集団健診分の結果データについては、委託先健診機関から代行機関である栃木県国民健康保険団体連合会に送信され、サーバに保存されます。

個別健診分及び人間ドック・脳ドック検診分は、健診結果を町職員が栃木県国民健康保険団体連合会提供の健診システムに直接入力し、サーバに保存します。

紙ベースの記録は町庁舎内で適正に管理します。

(2) 特定保健指導

動機付け支援のデータは、町職員が代行機関である栃木県国民健康保険団体連合会提供の健診システムに入力し、サーバに保存します。

積極的支援のデータは、委託先健診機関から代行機関である栃木県国民健康保険団体連合会に送信され、サーバに保存されます。

紙ベースの記録は町庁舎内で適正に管理します。

2 保存年限及び保存年限経過後の取扱い

保存年限は5年間とし、保存年限を経過したデータ記録は、消去・廃棄します。

3 管理のルールについて

壬生町個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーに基づき、適切に個人情報を管理します。

委託先及び代行機関に対しても、庁内の個人情報保護ルールに準じて、契約時の遵守事項を定めるものとします。

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1 計画の公表

特定健康診査等実施計画の公表は、町公式ウェブサイトへの掲載により行います。

2 特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発の方法

第3章4に記した案内・勧奨通知等や町公式ウェブサイト等に、健診・保健指導の趣旨を記載するほか、国民健康保険団体連合会より提供されるポスター等の啓発資材の活用、健康ふくしまつり等のイベントでの啓発活動など、効果的と思われる手段を隨時実施します。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

1 計画の評価

特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率について、国の定める方法に従って評価を行います。

評価の時期については、毎年、社会保険支払基金への実績報告を行う11月に前年度の計画達成状況の評価を行うものとし、平成32年度には中間評価を、計画期間終了後には最終評価を併せて行うものとします。

2 計画の見直し

計画の見直しについては、住民課及び関係課が連携して検討を行います。見直しの必要があると認めるときは壬生町国民健康保険運営協議会に諮ったうえで見直しを行うものとします。

第7章 その他

1 特定健康診査以外の検診等との関係

住民の利便性を考慮して、町で実施する次の健診等を同時に受診できる環境を整えます。

(1) 75歳以上の後期高齢者医療被保険者を対象とした健診

75歳以上の後期高齢者医療の被保険者に対し、栃木県後期高齢者広域連合の委託による、後期高齢者健診を実施します。

なお、健診項目は特定健康診査に準じたものといたします。

(2) 生活保護受給者に対する健診

各医療保険に属さない生活保護受給者に対し、「健康増進法」に基づき、特定健康診査または後期高齢者健診と同内容の健診を実施します。

(3) がん検診

集団健診の会場において、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、前立腺がんなどのがん検診を「健康増進法」に基づき、特定健康診査と同時に受診できるようにします。

(4) 骨密度測定・肝炎ウイルス検査等

集団健診の会場において、骨密度測定・肝炎ウイルス検査等について、特定健康診査と同時に受診できるようにします。

**壬生町国民健康保険
第3期特定健康診査等実施計画**

平成30年3月

編集・発行
壬生町 民生部 住民課 国保年金係

住 所 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号
電 話 0282-81-1836
W e b <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>